

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

国保と後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。

定員を
超えた場合は抽選

▽定員と対象者
■国保加入者 定員は、人間ドック800人、脳ドック500人。
⑦4月1日時点で1年以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人の40歳以上75歳未満(受診時)の人の妊娠や入院をしていない人

▽定員を超過した場合は抽選
※脳ドックについては、前年度に八幡市の脳ドック助成制度を利用した人は申し込みできません(人間ドックは、申し込み可能)。
※定員を超えた場合は、抽選を行います。前年度に八幡市の各ドック助成制度を利用していない人を優先します。

▽申込方法
■窓口での申し込み
国保医療課の窓口へ保険

◆受診できる医療機関(国民健康保険・後期高齢者医療共通)

医療機関名	人間ドック		脳ドック		併用ドック		胃の検査法	
	ドック	ドック	ドック	ドック	カメラ	バリウム	カメラ	バリウム
京都第一赤十字病院	○				○		○	○
美杉会男山病院(婦人科なし)	○				○		○	○
京都八幡病院(婦人科なし)	○				○		○	○
京都きづ川病院	○	○	○	○	○	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○
大和健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
田辺中央病院	○	○	○	○	○	○	○	○
知音会御池クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○
知音会四条烏丸クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
京都工場保健会宇治健診センター(婦人科なし)	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○
美杉会健診センター(婦人科なし)	○	○	○	○	○	○	○	○
京都予防医学センター	○	○	○	○	○	○	○	○
くずは画像診断クリニック(婦人科なし)	○	○	○	○	○	○	○	○
武田病院健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
山科武田ラクト健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
宇治武田病院健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
医仁会	○	○	○	○	○	○	○	○
武田総合病院健康管理センター	○	○	○	○	○	○	○	○
京都岡本記念病院(旧第二岡本総合病院)	○	○	○	○	○	○	○	○

※併用ドックとは、人間ドックと脳ドックの両方をいいます(抽選結果により、どちらか一方の当選となる場合があります)。
※標準的な検査項目や費用等、詳細は市ホームページ(4月12日掲載予定)をご覧ください。

自己負担額の参考

人間ドック	男性	12,000円前後
	女性(婦人科あり)	13,000円前後
脳ドック		12,000円前後
併用ドック	男性	22,000円前後
	女性(婦人科あり)	23,000円前後

入院したときの食事代の負担額が変更になります

4月1日から、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入する一般被保険者が、入院したときの1食あたりの食事代の自己負担額が、260円から360円に変更になります。

※指定難病患者、住民税非課税世帯の被保険者の食事代の変更はありません。

◆問い合わせ 国保医療課

老人医療費支給制度 医療費が高額になったとき

市では、市内在住の65歳から69歳の健康保険加入者で要件に該当する人に、医療費の自己負担金の一部を助成する福祉医療(老人医療)費支給制度を実施しています。要件等の詳細は、お問い合わせください。

医療費の限度額

1カ月の医療費が高額になり、下記の自己負担限度額を超えて医療機関に支払った場合は、申請により超過分を支給します。

対象となる金額は、複数の医療機関を受診した場合や、京都府内の医療機関の受診もすべて合算した1カ月の自己負担相当額です。

申請方法 該当月の医療費領収書原本、印かん、健康保険証、老人医療受給者証、振込先の金融機関の通帳を持参のうえ、申請してください。

◆問い合わせ 国保医療課

◆問い合わせ 国保医療課

自己負担限度額

所得区分	医療費の負担割合	1カ月の自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(同世帯の老人医療受給者で合算)
一定以上所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(44,400円×1)
一般	2割	12,000円	44,400円
		8,000円	24,600円
住民税非課税世帯			15,000円

※1. 過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目を除く
※2. 世帯全員が住民税非課税の場合
※3. 世帯全員が年金収入80万円以下かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

子育て支援医療費 受給者証についてのお知らせ

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に、入院・通院時の医療費助成を実施しています。

制度対象者のうち、次の人に有効期限を延長した受給者証を3月に送付しています。

新小学4年生
平成31年3月までの受給者証(さくら色)

新小学1年生
平成31年3月までの受給者証(白色・さくら色)

※転入等で、有効期限を延長した受給者証を交付した人には送付していません。受給者証をお持ちでない人は、国保医療課までお問い合わせください。

◆問い合わせ 国保医療課

助成内容

入院通院	0歳~3歳未満	3歳~中学3年生
	△府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、入院・通院(医科・歯科)別	△府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、入院・通院(医科・歯科)別

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納め忘れはありませんか。

保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。

保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

相談なく滞納すると法令に基づき滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

1年以上納付されないと
保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または銀行口座届出印をお持ちいただければ、保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には、是非口座振替をご利用ください。

◆問い合わせ 保険料収納課